

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画  
(変更原案)」について、学識経験を有す  
る者からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

●利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）に関する意見聴取

●学識経験を有する者からの意見聴取

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）の作成にあたり、河川法第16条の2第3項に定められている「学識経験を有する者」として表に示す方々から意見聴取を実施した。

1)意見聴取対象：「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」

2)意見聴取日：平成27年10月15日(木)から11月12日(木)まで

※原則として、個別ヒアリングにて意見聴取を実施した。

3)意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 学識経験を有する者

氏名	役職等
浅枝 隆	埼玉大学大学院教授
岡島 秀治	東京農業大学教授
尾崎 清明	(公財)山階鳥類研究所副所長
落合 進	聖徳大学短期大学部准教授
川津 浩二	千葉県水産総合研究センター 内水面水産研究所長
金丸 誠	千葉県立関宿城博物館館長
京藤 敏達	筑波大学大学院教授
齋藤 晋	群馬県立女子大学名誉教授
佐々木 寧	埼玉大学名誉教授
佐藤 政良	筑波大学名誉教授
清水 義彦	群馬大学大学院教授
鈴木 邦雄	埼玉県水産研究所長
須永 伊知郎	(公財)埼玉県生態系保護協会 研究部長
田中 規夫	埼玉大学大学院教授
知花 武佳	東京大学大学院准教授
西廣 淳	東邦大学准教授
二瓶 泰雄	東京理科大学教授
糠谷 隆	千葉県立中央博物館庶務部教育普及課 課長
三島 次郎	桜美林大学名誉教授
安田 陽一	日本大学教授

学識経験を有する者からの意見

学識経験を有する者からの頂いた意見については以下に示す。

**【浅枝隆（埼玉大学大学院教授）】**

- ・導水により那珂川に移送した際の移入種対策について十分検討していく必要がある。

**【岡島秀治（東京農業大学農学部教授）】**

- ・河川内の自然環境はとても貴重であり、河川整備事業の前後でどう変化していくかが気になる。出来る限り環境の変化を起こさないように工夫して欲しい。
- ・河川内で、その場所でしか生息していない固有の生態系の保持と河川敷を利用する側とのバランスの工夫が重要。
- ・特にヨシ群落に見られる特有の動物相（ヒヌマトンボやエサキアメンボ）などは全国的な減少がみられる。植物群落の保全は、そこに棲む動物の保全にもつながるので重要。
- ・多様な地形は多様な植生を育むので留意したい。
- ・河川敷の乾燥化を防ぐために、出来るだけ裸地は作らない。貴重な湿地生態系に影響を及ぼす可能性がある。

**【尾崎清明（（公財）山階鳥類研究所副所長）】**

- ・特に意見はない。

**【落合進（聖徳大学短期大学部准教授）】**

当方の専門領域（陸上昆虫類等）からは外れますが、P61の（2）以降、P63までの霞ヶ浦導水事業に伴う（想定しうる）カワヒバリガイ等、水生の特定外来生物への対応について、少々意見を述べます。

これについては以前、本事業計画における対応策のご説明を受け、当方としては異議を持ちませんでした。今回の導水事業はその実施ということのようですので、対応策などについてはその時の意見に付け加えるものではありません。

しかし事業が開始されてからのモニタリング調査の具体的な計画は示しておくべきでしょう。

さらに、ほかの河川における同様の導水事業を行った結果など、既存調査報告などはできれば本整備計画でも参考資料として示して欲しいものと考えます。

なお、以上で言及しているのは特定外来生物ですが、特定でも外来でもない“一般の”水生生物の河川・湖沼間での移入・移出を防ぐ方策についても示す必要があるかと思えます。

**【川津浩二（千葉県水産総合研究センター 内水面水産研究所長）】**

- 1) 霞ヶ浦導水事業において、利根川から霞ヶ浦へ、霞ヶ浦から利根川への導水量は一致するが、那珂川と霞ヶ浦では最大量で一致せず、計画を見ただけでは理解しにくい。変更原案とは別途、解り易い補足資料の作成を願いたい。
- 2) 霞ヶ浦導水の運用にあたっては、次のことにも十分考慮して、慎重に実施していただきたい。
  - ・霞ヶ浦から利根川に導水される場所は、下流に、初夏から秋にかけて、溶存酸素不足と推測される魚類の大量へい死が発生する地区があること。特に、霞ヶ浦からの利根川への導水は、水質浄化施設はなく、100mほどの沈砂池を通してであり、沈砂池により、ある程度の植物プランクトン等は沈殿する可能性はあるが、かえって、沈殿物による低酸素水塊となる可能性や導水管内の滞留によって、バクテリアの酸素消費による低酸素化や硫化物の生成も考えられること。
  - ・千葉県としても、霞ヶ浦導水事業は、治水・利水の両面から大変重要な役割を担うものと考えているが、利根川への導水場所の下流には、本県の7つの内水面漁業協同組合の漁業権漁場があるため、関係漁業者への十分な説明と理解を得ること。

**【金丸誠（千葉県立関宿城博物館館長）】**

- ・多岐にわたる内容でありながら、人と川にかかわる歴史等についても適切に触れられていると感じました。それゆえ、標記「整備計画（変更原案）」についての特段の意見はございません。

**【京藤敏達（筑波大学大学院教授）】**

- ・五章の水防体制の充実強化に関して、「水部活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。」とあるが、水防活動の主体を自治体としているなら、「支援する。」の方が良いのではないか。
- ・五章の災害リスクの評価、災害リスク情報の共有に関して、「浸水想定を作成」とあるが、「浸水想定図を作成」とするべきではないか。

**【齋藤晋（群馬県立女子大学名誉教授）】**

- ・特に意見はない。

**【佐々木寧（埼玉大学名誉教授）】**

- ・気候変動の記載が追加されたことは進歩だが、温暖化により河川に何が起り、何が課題になるか検討、整理しておくことが重要である。
- ・霞ヶ浦導水の運用にあたっては、モニタリングが重要となる。モニタリングは水量配分のみで無く、水質やプランクトン等の質の観点も重要である。

**【佐藤政良（筑波大学名誉教授）】**

- ・特に意見は無い。

**【清水義彦（群馬大学大学院教授）】**

- ・利根川・江戸川河川整備計画の変更原案について確認した。今回の主たる変更は、事業進捗によるもの、霞ヶ浦導水の整備、地域防災力向上のためのソフト対策の充実と理解した。とくに、平成27年9月洪水による鬼怒川の破堤災害を受けて、地域社会全体での災害リスク情報の共有とともに、情報伝達、水防活動、住民の適切な被害軽減行動の実施がますます求められている。
- ・本変更案でも、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスクを考慮したまちづくり、地域づくりの促進を図るための取組がより充実した内容となっており、具体的実施からその課題を明確にするとともに、実現に向けての進捗度を高めて頂きたい。

**【鈴木邦雄（埼玉県水産研究所長）】**

- ・特に意見はない。

**【須永伊知郎（（公財）埼玉県生態系保護協会研究部長）】**

- ・霞導水事業について、生物相の地史的なスケールでの形成過程で水系の異なる河川を繋げることは生物の分布に大きく影響する、と一般的に言われている。生物多様性の観点から、どのような影響が生じてくるか問われるため、課題と対応を整理しておくことが必要。水辺の国勢調査等の中で、生物レベルで必然性をもった変化が生じるかモニタリングしていく必要がある。
- ・外来種（カワヒバリガイ等）が混入しないよう技術的な対策が課題。有効な対策がどのようなものになるのか十分な検討が必要。
- ・総合的な河川管理において、水循環基本法に関わる記載が必要ではないか。

**【田中規夫（埼玉大学大学院教授）】**

- ・二章の現状と課題に「津波」を追記したが、津波の河川遡上に関する記述が少ないのではないかな。
- ・二章の新たな課題の中で東北地方の津波被害に言及しているが、関東でも那珂川・酒沼川の合流点、酒沼川で氾濫があったことや千葉県の小河川では遡上氾濫があったことから、表現を見直す必要があるのではないかな。また、「遡上し流下し」としているが、遡上して流下したという意味がわかりづらいため表現を見直す必要があるのではないかな。
- ・五章の観測等の充実に関して、洪水、高潮に加え、津波に関する記述を追加すべきではないかな。
- ・五章の霞ヶ浦導水の運用に関する記述に関して、利根川だけではなく、導水路でつながっている那珂川や霞ヶ浦の環境に関する記述を追加すべきではないかな。
- ・五章の自然環境の保全に関して、利根川下流部で行っている自然再生の取り組みに関する記述を追加すべきではないかな。

**【知花武佳（東京大学大学院准教授）】**

- ・荒川で取り組んでいるタイムラインの運用を盛り込んでも良いのではないかな。

**【西廣淳（東邦大学准教授）】**

- ・水の需要は今後の社会状況に応じて大きく変化する可能性がある。また治水についても、目標設定の考え方や技術が変化していく可能性が考えられる。「計画対象期間」の節に、必要に応じて計画の見直しを行うことは明記されているが、この点は特に重視すべきである。「2. 河川整備の原状と課題」「4. 河川整備計画の目標に関する事項」にも、計画の見直しの可能性についての記述を加えても良いように思う。
- ・霞ヶ浦導水については、水系間の生物移動等のリスクを最小化するよう、技術的な工夫だけでなく運用の規則設定においても慎重な検討をすべきである。原則的には、未知のリスクを考慮し、利水についてほかに代替手段がないほど切迫したときにのみ運用するような規則が必要であると考ええる。また、社会や自然環境の状況を踏まえて運用・管理規則を順応的に見直す必要がある。モニタリングの実施、管理・運用の規則の策定、必要に応じた規則の見直しができる体制の整備について、記述しておくべきだろう。
- ・霞ヶ浦導水の運用について、  
P. 80、L. 17 には「利根川の河川環境に大きな影響ないよう」ということが述べられているが、ここは「利根川水系だけでなく那珂川の」のように、那珂川水系の状況を考慮した書き方にすべきではないかな。

**【二瓶泰雄（東京理科大学教授）】**

- ・変更原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」において、霞ヶ浦導水に関しては完成後の運用にあたってのモニタリング調査やその配慮事項を今回記載することとしている。北千葉導水路や利根川河口堰の施設整備や運用に関しても同様の視点で対応が必要と思われる。

**【糠谷隆（千葉県立中央博物館庶務部教育普及課長）】**

- ・特に意見はない。

**【三島次郎（桜美林大学名誉教授）】**

- ・霞ヶ浦導水の運用にあたっては、那珂川のみでなく霞ヶ浦の環境に与える影響についても検討・整理しておく必要がある。
- ・また、生物相が異なる水系の水をやりとりするので、生物移送に配慮することが重要である。

**【安田陽一（日本大学教授）】**

- ・変更原案の内容について、特段の意見はない。
- ・なお、導水事業の実施にあたっては、現在の事業計画のみならず、検証の際にも述べたように、例えば、緊急的な沿川の治水対策への活用等を検討していくべきである。